

○論説：裁判員制度の導入と刑事裁判

龍岡資晃*

I はじめに

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号、いわゆる裁判員法）が平成21年5月に施行され、裁判員裁判が始まって今年で6年になる。

裁判員制度は、概ね順調に運用されてきていると言ってよく、刑事裁判の在り方として今や違和感はない。我が国の確固たる刑事司法制度として定着したとまで言えるかどうかはともかく、安定軌道に乗ったと言ってよいと思う。しかし、細かく見ていくと、全く問題がないわけではなく、課題も少なくはない。裁判員制度は、裁判員として参加する国民の理解と協力、裁判員の積極的な参加なくしては成立しない。それが真に21世紀の刑事司法を支えるものとなるには¹、公正であるとともに、適正迅速な刑事裁判を実現するものでなければならない。

裁判員制度の刑事裁判への導入には、筆者や多くの刑事裁判官には違和感があった。「精密司法」と揶揄的に批判されながらも、刑事裁判官は、誤りなき裁判、納得のいく裁判を目指し、慎重な審理をし、事件によっては詳細綿密な証拠調べをし、膨大な記録に取り組み、事案の真相に迫るべく努力を重ねてきた。職人的ともいべき慎重、綿密な仕事が誇りでもあった。裁判員制度の導入によって、このような仕事ぶりが全面的に否定されたわけではない。

* 元学習院大学法科大学院教授・元福岡高等裁判所長官、弁護士。

1 司法制度改革審議会意見書（平成13年6月）9頁以下は、21世紀の日本を支える司法制度を構築するため、司法制度改革の必要性を説き、その3つの柱として、①国民の期待に応える司法制度の構築、②司法制度を支える法曹の在り方の改革、③国民的基盤の確立のために、国民が訴訟手続に参加する制度の導入により、司法に対する国民の信頼を高めることを挙げている。

とはいえ、裁判員制度の導入は、裁判官を始め、検察官、弁護士を含めた法曹三者に意識改革を迫るものであったと思う。「精密司法」と言われるほどの、余りに細かく、微に入り細を穿つような審理裁判は、法曹以外の者からは極めて分かりにくく、時間もかかる。このような刑事裁判の在り方を抜本的に改め、刑事訴訟法の本来予定している口頭主義、直接主義の裁判を徹底するために、法曹三者の意識を変えなければならぬとして、この制度が導入されたものと見ることができ、その狙いは見事に的中したと言える。

本稿では、裁判員制度の導入によって我が国の刑事裁判がどのように変わったか、一元刑事裁判官であった者の目から見た刑事裁判の変化と、これからの展望と課題について若干の私見を述べる。

II 裁判員裁判の実施状況

まず、裁判員裁判の実施状況について、最高裁判所の公表している統計数値²により、概況を見ておく。

1 裁判員裁判事件の状況

制度施行から平成27年7月末までの裁判員裁判対象事件の庁別の新受人員、終局人員及び未済人員を実人員で見ると、新受人員の累計は9002人、終局人員の累計は8143人である。新受人員の累計の最も多いのが管内に成田空港があり、覚せい剤等の薬物の密輸事件が多い千葉地方裁判所で948人であり、東京地方裁判所本庁の826人より多い。裁判員裁判は、50の地方裁判所の本庁のほか、裁判員が参加しやすいように10の支部でも実施されているが、新受人員の累計が本庁で最も少ないのは松江地方裁判所の22人であり、支部では、立川支部（249人）、堺支部（211人）が多い。各庁の新受事件の数（実人員）は、平成23年をピークにやや減少傾向にある。事件処理の状況は、概ね順調で、未済事件も平成23年をピークに、漸減している³。

2 以下、最高裁判所「裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成27年7月末・速報）」は、「実施状況」として引用するほか、本稿では、この速報値など裁判員裁判に関する統計資料は、最高裁判所のホームページ等で公表されているものから適宜抜粋するなどして引用する。

3 以上につき、「実施状況」表2（庁別の新受人員、終局人員及び未済人員の推移）。

罪名別の新受人員について延べ人員で見ると、総数の累計は9850人であるが、漸減傾向にあり、罪名別では、強盗致傷の2342人、殺人の2076人が多い⁴。

2 裁判員・補充裁判員の選任等の状況

裁判員・補充裁判員の選任等の状況は、【図表①】のとおりである。裁判員裁判が開始されてから本年7月末までに、裁判員候補者名簿に記載された者の総数は全国で197万0906人であり（同表 a）、そのうち4万5950人が裁判員に選任され（同表 i）、1万5661人が補充裁判員に選任されている（同表 j）。

選任手続への出席状況については、選定された裁判員候補者（同表 b）のうち31%が裁判員選任手続期日に出席しており（同表 e = d / b）、事前に辞退の認められた者⁵を除き、選任手続期日に出席を求められた者30万4696人（同表 c）のうち、75.8%に当たる23万1110人（同表 d）が裁判員選任手続に出席し、このうち19.9%（同表 i）が裁判員に、6.8%（同表 j）が補充裁判員に選任されていることになる⁶。

-
- 4 「実施状況」表1（罪名別の新受人員の推移＜延べ人員＞）。他の罪名の新受人員の累計は、現住建造物等放火 933 人、傷害致死 848 人、覚せい剤取締法違反 800 人、（準）強姦致死傷 724 人、（準）強制わいせつ致死傷 696 人、強盗強姦 415 人、強盗致死（強盗殺人）250 人、偽造通貨行使 187 人、危険運転致死 138 人、通貨偽造 97 人、集団（準）強姦致死傷 70 人、銃砲刀剣類所持等取締法違反 56 人、逮捕監禁致死 53 人、保護責任者遺棄致死 47 人、組織的犯罪処罰法違反 46 人、爆発物取締罰則違反 14 人、麻薬特例法違反 14 人、麻薬及び向精神薬取締法違反 9 人、身代金拐取 6 人、拐取者身代金取得等 2 人、その他 27 人である。
- 5 裁判員候補者に選定されても、一定の事由がある場合には、辞退が認められる（裁判員法 16 条、同法に規定するやむを得ない事由を定める政令＜平成 20 年政令第 3 号＞）。なお、裁判員の選任については、同法 13 条以下参照。
- 6 最高裁判所のホームページによると、1 事件ごとに、平均約 92 人が裁判員候補者に選ばれ、うち 60.2%が辞退を認められ、事前に辞退が認められた者を除き 76.5%に当たる約 29 人が選任手続に出席し、この中から裁判員と補充裁判員が選ばれている。裁判員又は補充裁判員になる確率は、平成 26 年の場合、1 年間で約 1 万 0800 人に 1 人であり、平成 27 年用の裁判員候補者名簿に登録されたのは約 23 万 3800 人で、選挙人名簿登載者のうちの約 445 人に 1 人の割合となっている（最高裁判所・司法の窓 80 号 18 頁）。

【図表①】 裁判員・補充裁判員の選任状況（「実施状況」制度施行～平成27年7月末）

		累計	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27 ～7月末
a	裁判員候補者 名簿記載者数	1,970,906	295,036	344,900	315,946	285,530	259,200	236,500	233,800
b	選定裁判員 候補者数	745,376	13,423	126,465	131,880	135,535	135,207	123,049	79,811
c	選任手続期日 に出席を求め られた裁判員 候補者数	304,696	6,453	60,073	56,353	54,604	52,090	45,943	29,180
d	選任手続期日 に出席した裁 判員候補者数	231,110	5,415	48,422	44,150	41,526	38,527	32,833	20,237
e	出席率（％） （d／b）	31.0	40.3	38.3	33.5	30.6	28.5	26.7	25.4
f	出席率（％） （d／c）	75.8	83.9	80.6	78.3	76.0	74.0	71.5	69.4
g	辞退が認めら れた裁判員候 補者総数	452,099	7,134	66,977	77,909	83,426	85,615	79,288	51,750
h	辞退率（％） （g／b）	60.7	53.1	53.0	59.1	61.6	63.3	64.4	64.8
i	選任された裁 判員の数	45,950	838	8,673	8,815	8,633	7,937	6,938	4,116
j	選任された補 充裁判員の数	15,661	346	3,067	2,988	2,906	2,622	2,333	1,399

3 裁判員裁判への参加意欲

裁判員としての参加意欲について見ると、最高裁判所では、裁判員裁判が始まった平成21年度から毎年裁判員制度の運用に関する意識調査を行い、その結果を年度ごとに「裁判員制度の運用に関する意識調査」として公表している⁷。

「裁判員として刑事裁判に参加したいと思いますか」との質問に対しては、「参加したい」、「参加してもよい」が、平成21年の18.5%から平成26年度で

7 この意識調査は、全国の市区町村に居住する満20歳以上の者から層化2段無作為抽出法によって抽出された2000人を対象に、調査員による個別面接聴取の方法によっている。平成26年度については、平成27年1月の調査結果が、同年3月最高裁判所から公表されており、本稿は主としてこれにより、以下「意識調査」として引用する。

は12.3%に減少し、「あまり参加したくない」、「義務であっても参加したくない」が80.2%から87.0%に増加している【図表②】。

【図表②】「裁判員として刑事裁判に参加したいか」(平成27年1月「意識調査」51頁)

年度	n(人)	参加したい (%)	参加しても よい(%)	あまり参加 したくない (%)	義務であつて も参加したく ない(%)	わから ない (%)
26年度	2,011	3.6	8.7	46.5	40.5	0.6
25年度	2,014	4.9	9.1	40.6	44.6	0.8
24年度	2,005	4.7	10.2	41.9	41.9	1.1
23年度	2,000	3.8	10.7	42.3	41.1	2.3
22年度	2,025	4.6	10.4	42.6	41.4	1.0
21年度	2,027	7.2	11.3	43.9	36.3	1.3

裁判員制度自体の周知度は、各年度98%余りと高い水準が維持されているが⁸、参加意欲が僅かながら減少傾向にある。

刑事裁判に参加するとした場合の「心配」や「支障となるもの」については、「自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる」が75.7%で最も多く、次いで「素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかと不安がある」が59.6%であり、以下、「専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない」48.8%、「被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかと不安がある」47.9%、「冷静に判断できる自信がない」47.5%、「遺体写真等の証拠を見ることに不安がある」46.5%、「裁判に参加することで仕事に支障が生じる」41.0%、「裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない」33.1%、「裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる」20.7%となっている。いずれの数値も、平成21年度以降それほど大きく変化してはいない⁹。職務の性質、仕事や日常生活等との関係が参加に消極的な理由となっていることが窺える。

8 「意識調査」7頁

9 「意識調査」47頁

Ⅲ 裁判員裁判の導入によって我が国の刑事裁判はどのように変わったか

裁判員制度の導入によって、我が国の刑事裁判は、大きく変貌を遂げてきている。以下、問題状況にも触れながら、刑事裁判の変化について見ていく。

1 分かりやすい刑事裁判—裁判員の参加しやすい刑事裁判

我が国にも国民が裁判に参加する陪審裁判の経験はあるものの¹⁰、裁判員制度施行に当たって、国民に裁判員として刑事裁判に積極的に参加してもらうにはどうしたらよいか、その方策が大きな課題であった。

2 分かりやすい審理—精密司法から核心司法へ

前記（Ⅱ3）の意識調査の結果からも、国民が裁判員として刑事裁判に参加しやすくするためには、その負担をできるだけ軽減する必要があることが分かる。参加しやすい環境の整備、分かりやすい審理の在り方などが検討され、推進されてきた。

(1) 分かりやすい審理・裁判

裁判員裁判においては、公判審理を分かりやすくし、迅速な裁判を実現する必要がある。この必要性が、裁判員制度の導入によって、予てからの懸案であった精密司法から核心となる争点を中心に無駄のない審理をする核心司法に変えたと言ってよい。裁判員制度の導入が、批判の多かった調書裁判から本来あるべき口頭主義・直接主義の裁判への転換を図る推進力となり、これを可能にし、分かりやすい審理がごく普通に行われるようになっていく。刑事裁判が分かりやすくなったことは、裁判員制度導入による刑事裁判の顕

10 大正 12(1923)年に陪審法（同年法律第 50 号）が制定され、陪審裁判が行われていたが、戦時下の昭和 18(1943)年に陪審法が停止され（同年法律第 88 号）、以後復活しないまま、裁判員法が制定され、裁判員制度が導入された。現行の裁判所法 3 条 3 項は、刑事について陪審制度を設けることを妨げないとしている。裁判員制度の合憲性については、最大判平成 23・11・16 刑集 65 卷 8 号 1285 頁参照。

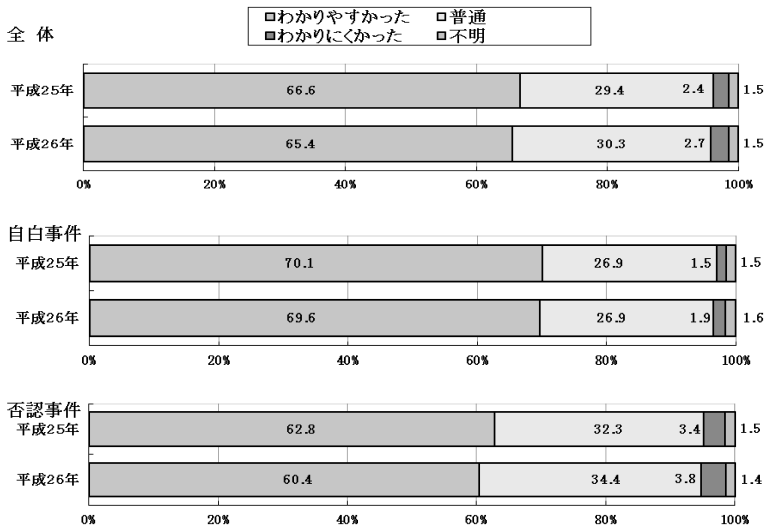
なお、我が国の陪審裁判の実施状況についての比較的最近における調査研究として、広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会による陪審裁判についての資料収集・調査研究の結果が修道法学に発表されている（＜資料紹介＞「広島における陪審裁判—昭和初期の芸備日日新聞・中国新聞の報道ならびに刑事判決原本を中心にして見る陪審裁判—」修道法学 29 卷 2 号、＜資料＞「我が国で行われた陪審裁判の実像—広島・大阪控訴院管内における陪審公判を中心とする昭和初期の資料に基づく実証的検証—」同 37 卷 1 号など）。

著な変化の一つである¹¹。

分かりやすい審理は、裁判員、そして被告人の理解を容易にし、裁判員制度を実質的に機能させ、適正迅速な裁判の実現に繋がる。刑事裁判に対する国民の信頼をより強固にしていく上でも、極めて重要である。

最高裁判所の「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書」¹²によれば、裁判員、補充裁判員を経験した者は、審理内容が分かりやすかったとする者が多く、刑事裁判の大きな変化を裏付けている【図表③】。

【図表③】 審理内容の分かりやすさ
 (「経験者アンケート」<平成25年度・26年度>)

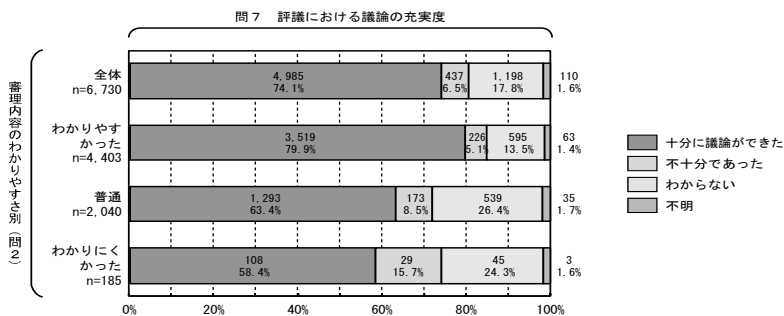


11 裁判員裁判を傍聴して、まず第一に感じるのは、法廷で行われている手続の流れ、進行状況と内容が非常によく分かるようになったことである。冒頭陳述や論告、弁論では、検察官、弁護人がそれぞれの主張をパワーポイントなども活用して分かりやすく提示し、裁判員に語りかけるように説明し、証人尋問では、冒頭で立証のテーマを簡潔に述べた上で、裁判員の表情等から反応を汲み取りながら、分かりやすい尋問をするなどの工夫がされている。裁判官裁判においても、必要に応じこのような工夫がされていたが、裁判員裁判ではごく普通に一般的に行われるようになってきている。

12 最高裁判所が毎年1月から12月までに全国60の裁判員裁判実施庁に提出された裁判員、補充裁判員経験者に対するアンケートの結果を取りまとめたもので、最新版(平成26年度)は平成27年3月に公表されている。以下、本稿ではこれを「経験者アンケート」として引用する。

平成26年度について見ると、裁判員経験者では、審理内容が「分かりやすかった」は、全体では65.4%、自白事件では69.6%、否認事件でも60.4%であり、「分かりにくかった」は、全体で2.7%、自白事件では1.9%、否認事件でも3.8%に止まる。補充裁判員経験者でも、「分かりやすかった」は64.3%で、「分かりにくかった」は2.8%である¹³。

【図表④】 審理内容の分かりやすさと評議に置ける議論の充実度
（「経験者アンケート」＜平成26年度＞10頁＞）



【図表④】のグラフは、審理内容の分かりやすさと評議の充実度の関係をクロスさせて示したものであるが、審理内容が分かりやすかったとする者ほど評議における議論が充実していたとする割合が高いことが分かる。評議の充実は、裁判員の良識、視点、感覚を引き出し、裁判員も納得できる、適正な判断に繋がる。

これらのアンケート結果は、裁判員裁判がほぼ順調に実施され機能していることを示していると言ってよい。

(2) 迅速な審理・裁判

複雑困難な事件では、審理判決に相当長期間を要するケースが多い。かつては審理期間が2年を超えて係属するいわゆる長期未済事件が少なくなく、これを減らし審理の迅速化を図ることが大きな課題とされてきた¹⁴。

13 「経験者アンケート」11頁

14 裁判の迅速化に関しては、平成17年7月から2年ごとに最高裁判所事務総局から「裁

【図表⑤】によれば、裁判員裁判の既済事件の起訴から判決に至る平均実審理期間は、平成21年から平成27年7月末までの総数の累計で7.0日、平均開廷数は4.3回である。自白事件の平均実審理期間は5.0日、平均開廷回数は3.6回であり、否認事件ではそれぞれ9.6日、5.1回となっている。実審理期間に関する限り、裁判員裁判対象事件のような法定刑の重い事件についても、迅速裁判が実現しており、このことも、裁判員制度導入による刑事裁判の大きな変化の一つと言える。

もっとも、裁判員裁判の平均実審理期間は年々やや長くなってきている。これは、公判審理に時間を要する事件が相当数あることのほか、裁判員が争点や証拠関係を十分理解し咀嚼して評議ができるように、余裕を持った審理計画が立てられ、実施されるようになったことも関係していると思われる。裁判員が参加しやすいように実審理期間をできる限り短縮することは、裁判員制度の運用開始に当たっての至上命題とも言えたが、迅速さとともに、必要な時間は十分とって充実した審理・評議がされることが適正な裁判のために必要である。このような観点から、裁判員・補充裁判員選定当日ではなく、翌日に第1回公判を開き、事件によっては証拠調べが終了し結審した後数日間をおき、評議の時間を十分取って判決の言渡しをするなどの工夫がされている。裁判員裁判が開始された当初、審理計画に拘束されているかのような審理も見られたようであるが、審理計画に拘る硬直化した訴訟進行は、裁判員には消化不良となって納得のいく審理や評議とならず不満を残し、裁判員制度導入の趣旨に悖り、本来の適正迅速裁判の要請に適うものとは言えない。

【図表⑤】によると、裁判員裁判事件の起訴から判決までの実審理期間を含む平均審理期間は、総数の累計で8.7日である。裁判員裁判が開始された

判の迅速化に係る検証に関する報告書」が公表されている。この最新版（平成27年7月公表）112頁以下や、最高裁判所「裁判所データブック2015」77頁によると、長期未済事件の実人員は、ここ50年の間では、昭和48年の5030人をピークに、裁判員裁判が開始される前年の平成20年では51人にまで減っている。その後は、平成21年31人、平成22年40人、平成23年77人、平成24年63人、平成25年44人で、平成26年は66人である。関係者の審理促進・迅速裁判に向けた地道な努力により、長期未済事件の件数は、この50年ほどの間に大幅に減少してきているが、裁判員制度の導入後も必ずしも減っているわけではなく、なお刑事裁判の課題ではある。

平成21年の5.0月は別として、平成24年の9.3月を最長として、9か月弱で推移している。平成15年から平成17年の裁判官裁判の裁判員裁判対象事件に当たる事件（判決人員9199人）の平均審理期間の8.4月（平均実審理期間6.5月、平均開廷回数5.9回）¹⁵と比べても、やや長くなっている。その理由として、公判前整理手続の期間が長くなっていることが挙げられる。公判前整理手続の期間が長くなっているのは、事実関係が複雑で関連証拠も多く、争点や証拠の整理に時間がかかる事件が少なくないことによるものと考えられる。公

【図表⑤】 審理期間、開廷回数及び公判前整理手続期間の推移（自白否認別）
（「実施状況」表5・表7）

		累計	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成27年 (7月末)
総 数	判決人員	7,983	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	721
	平均審理期間（月）	8.7	5.0	8.3	8.9	9.3	8.9	8.7	8.9
	平均実審理期間（日）	7.0	3.7	4.9	6.2	7.4	8.1	8.2	9.0
	平均開廷回数（回）	4.3	3.3	3.8	4.1	4.5	4.5	4.5	4.6
	公判前整理手続期間の 平均（月）	6.5	2.8	5.4	6.4	7.0	6.9	6.8	7.2
	公判前整理手続以外の 期間の平均（月）	2.2	2.2	2.9	2.5	2.3	2.0	1.9	1.7
自 白	判決人員	4,528	114	970	885	806	725	644	384
	平均審理期間（月）	7.2	4.8	7.4	7.3	7.2	7.1	7.0	7.3
	平均実審理期間（日）	5.0	3.5	4.0	4.5	5.0	5.8	6.0	6.0
	平均開廷回数（回）	3.6	3.2	3.5	3.6	3.7	3.8	3.8	3.8
	公判前整理手続期間の 平均（月）	5.1	2.8	4.6	5.0	5.2	5.4	5.4	5.7
	公判前整理手続以外の 期間の平均（月）	2.1	2.0	2.8	2.3	2.0	1.7	1.6	1.6
否 認	判決人員	3,455	28	536	640	694	662	558	337
	平均審理期間（月）	10.8	5.6	9.8	10.9	11.7	10.9	10.6	10.8
	平均実審理期間（日）	9.6	4.7	6.6	8.5	10.1	10.5	10.8	12.4
	平均開廷回数（回）	5.1	3.7	4.4	4.9	5.5	5.4	5.3	5.4
	公判前整理手続期間の 平均（月）	8.3	3.1	6.8	8.3	9.1	8.5	8.5	8.7
	公判前整理手続以外の 期間（月）	2.5	2.5	3.0	2.6	2.6	2.4	2.1	2.1

15 最高裁判所事務総局・裁判員裁判実施状況の検証報告書（平成24年12月、以下「実施状況の検証報告書」として引用する。）66頁・図表29

判前整理手続については、証拠開示(刑訴法316条の14以下)の在り方が、弁護人側の主張の明確化にも密接に関連し、円滑な運用を左右する。裁判員裁判の運用開始当初、必ずしも証拠開示が円滑に行われなかったこともあって、弁護人側の主張が明確化されず、公判前整理手続に時間がかかっていたようであるが、その後、刑事訴訟法の定める段階的開示によりつつ、検察官が積極的に任意開示に応じるなどして、最近では開示に関する紛議は少なくなってきたという¹⁶。

時宜を得た必要にして十分な証拠開示の推進と、刑事裁判本来の在り方を踏まえた、より効率的な運用による公判前整理手続期間の短縮化が図られなければならない。実際にも、公判前整理手続期間の長期化の傾向を改善するため、長期化の原因についての分析・検討がされているほか¹⁷、起訴後速やかに公判前整理手続のための打合せ期日を設定し、証拠開示の進捗状況等を見ながら公判前整理手続に入り、公判前整理手続の終局前に公判期日を予約するなど、公判前整理手続から公判審理開始に向けての迅速化の工夫が、各庁で進められている。その効果が少しずつ現れており、平成24年から平成26年まででは僅かなら短くなってきている。

(3) 国民の感覚を活かす裁判

裁判員制度は、刑事裁判に国民の良識、国民の視点や感覚を活かすために導入された。これが事実認定や量刑にどのような影響を与えているかを見てみる。

ア 裁判員裁判の終局事件について

裁判員裁判で終局した事件の罪名別の有罪・無罪、量刑分布、控訴の状況

16 法制審議会の新時代の刑事司法特別部会でも、証拠開示の推進のため、証拠の一覧表の交付などが議論され、第189国会に提出された刑事訴訟法等の一部改正案に、証拠の一覧表の交付手続の導入、公判前整理手続及び期日間整理手続の請求権の付与、類型証拠開示の対象の拡大など証拠開示制度を拡充する規定が盛り込まれた(法務省・刑事訴訟法等の一部を改正する法律案関係資料)。その特別部会では再審事件における証拠開示についても論及されたが、十分な証拠開示が適切に行われるならば、将来的には再審でこの問題が蒸し返されることもなくなる。裁判員裁判における証拠開示の適切な運用は、刑事裁判全体にも影響を及ぼすことにも留意しなければならない。

17 「実施状況の検証報告書」58頁以下、前掲(注14)裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(平成27年7月)126頁以下参照。

は、【図表⑥】のとおりである。

終局人員8143人のうち無罪は46人で、無罪率は0.56%である¹⁸。

量刑に関しては、【図表⑦-1~4】のグラフ¹⁹に見られるように、殺人既遂、傷害致死、(準)強姦致傷、強盗致傷などの生命身体犯、性犯罪や、覚せい剤事犯については、裁判官裁判よりも重い刑を言い渡される例が多くなっている。

【図表⑥】 罪名別・量刑別分布(終局区分を含む)の終局人員及び控訴人員
(制度施行～平成27年7月末 「実施状況」から抜粋)

	終局人員	有罪人員	死刑	無期懲役	懲役30年以下	懲役20年以下	懲役10年以下	懲役5年以下	懲役3年以下			無罪	家裁移送	控訴人員	控訴率(%)
									実刑	執行猶予	うち保護観察付				
総数	8,143	7,932	25	157	182	1,222	3,193	1,356	499	1,292	688	46	5	2,849	35.7
殺人	1,813	1,773	10	51	72	507	475	198	104	356	145	11	1	614	34.4
強盗致傷	1,799	1,744	-	-	5	134	886	441	75	203	135	3	3	627	35.9
傷害致死	804	790	-	-	4	68	399	161	61	97	20	8	1	300	37.5
現住建造物等放火	737	724	-	1	3	33	129	190	85	283	191	2	-	146	20.1
覚せい剤取締法違反	723	693	-	-	-	127	533	22	8	3	2	18	-	355	49.9
(準)強姦致死傷	516	494	-	-	25	101	254	80	15	19	12	-	-	210	42.5
(準)強制猥褻致死傷	482	476	-	-	-	13	74	116	86	187	130	-	-	99	20.8
強盗強姦	219	205	-	6	40	89	65	4	1	-	-	-	-	86	42.0
麻薬特例法違反	217	217	-	-	-	26	152	36	3	-	-	-	-	87	40.1
強盗致死・殺人	216	210	15	96	27	56	16	-	-	-	-	2	-	136	64.2
通貨偽造行使	120	120	-	-	-	-	2	28	17	73	25	-	-	15	12.5

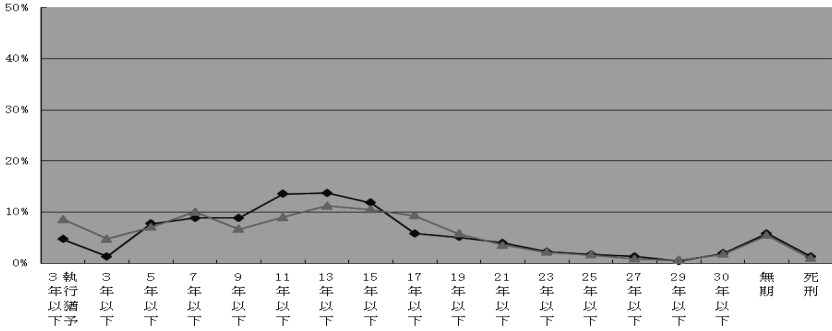
18 ちなみに、最高裁判所事務総局・司法統計年表により平成17年～26年の各年の数値から計算すると、刑法犯の終局人員に対する無罪人員の割合は0.1～0.2%であるが、裁判員裁判対象事件は限られていることから、単純な比較はできない。

19 「実施状況の検証報告書」83頁、85頁、86頁、88頁。◆印が裁判官裁判（平成20年4月～24年3月）、▲印が裁判員裁判（制度施行～平成24年5月）。覚せい剤事犯については、同90頁参照。

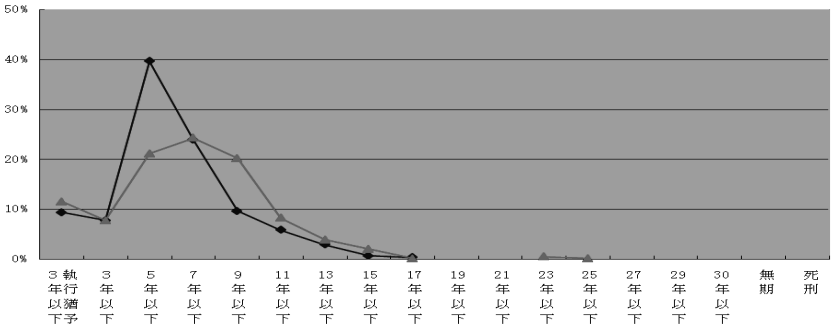
危険運転致死	119	119	-	-	2	15	74	15	11	2	1	-	-	44	37.0
逮捕監禁致死	52	52	-	-	-	5	20	12	4	11	2	-	-	20	38.5

また、裁判員裁判では、執行猶子に保護観察が付される事例が多く、その割合を見ると、裁判官裁判(平成20年4月～24年3月)では35.8%である²⁰のに対し、裁判員裁判(制度施行～平成27年7月末)では53.3%と高くなっている。更生と再犯防止への配慮と見ることができる。

【図表⑦-1】 量刑分布の比較－殺人既遂

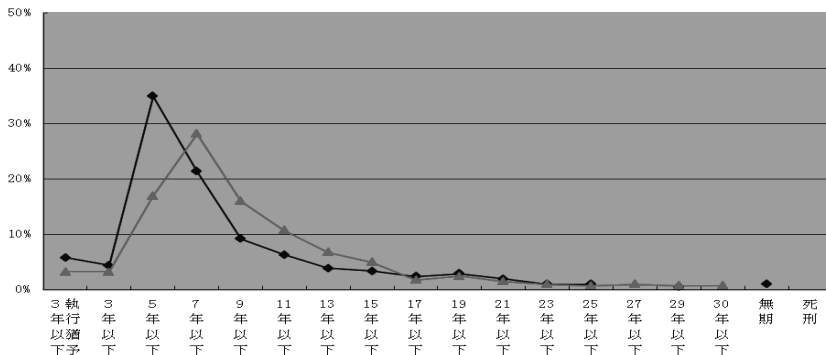


【図表⑦-2】 量刑分布の比較－傷害致死

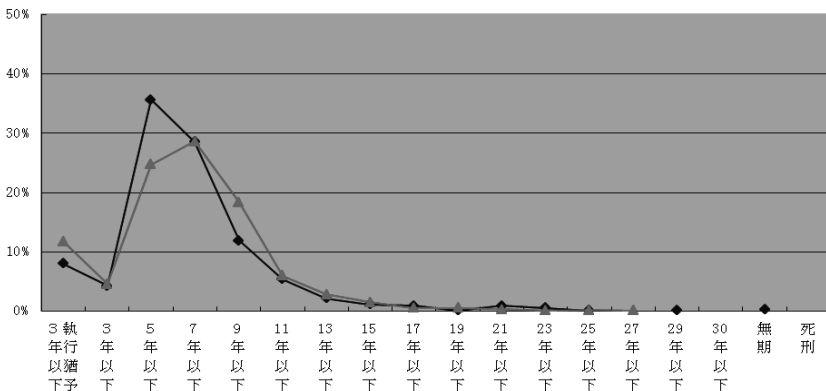


20 「実施状況の検証報告書」 92 頁・図表 55

【図表⑦-3】量刑分布の比較一（準）強姦致傷



【図表⑦-4】量刑分布の比較一強盗致傷



イ 検察官の求刑と量刑

裁判員裁判では、検察官の求刑を上回る判決、求刑と同じ判決の割合が、裁判官裁判よりも高くなっており、求刑との関連では量刑がやや重くなっている傾向が見られる【図表⑧】。

こうした量刑に関する状況から、直ちに厳罰化の傾向が強まったとするのは早計であり、その多くは、国民の感覚を活かそうとする裁判員制度導入の際に想定されていたところと見ることもできるのではないと思われる。

【図表⑧】 宣告刑が求刑を上回る判決、求刑と同じ及び求刑を下回る判決

(裁判官裁判：平成20年4月1日～平成24年3月末、裁判員裁判：制度施行～平成24年5月)
 (「実施状況の検証報告書」91頁図表53)

		判決人員		求刑を上回る判決		求刑と同じ判決		求刑を下回る判決	
					%		%		%
総数	裁判官裁判	2,281	2	0.1	45	2.0	2,234	97.9	
	裁判員裁判	2,532	22	0.9	126	5.0	2,384	94.2	
殺人既遂	裁判官裁判	435	1	0.2	12	2.8	422	94.2	
	裁判員裁判	399	4	1.0	22	5.5	373	93.5	
殺人未遂	裁判官裁判	233	1	0.4	3	1.3	229	98.3	
	裁判員裁判	235	4	1.7	10	4.3	221	94.0	
傷害致死	裁判官裁判	269	-	-	7	2.6	262	97.4	
	裁判員裁判	384	4	1.4	17	6.0	263	92.6	
(準)強姦致傷	裁判官裁判	189	-	-	8	4.2	181	95.8	
	裁判員裁判	203	5	2.5	26	12.8	172	84.7	
(準)強制猥褻致傷	裁判官裁判	78	-	-	2	2.6	76	97.4	
	裁判員裁判	122	2	1.6	10	8.2	110	90.2	
強盗致傷	裁判官裁判	717	-	-	10	1.4	707	98.6	
	裁判員裁判	770	2	0.3	22	2.9	746	96.9	
現住建造物等放火	裁判官裁判	190	-	-	2	1.1	188	98.9	
	裁判員裁判	195	-	-	16	8.2	179	91.8	
覚せい剤取締法違反	裁判官裁判	170	-	-	1	0.6	169	99.4	
	裁判員裁判	324	1	0.3	3	0.9	320	93.8	

ウ 控訴率

終局人員に対する控訴率は、罪名によってかなり相違があるが、全体では、裁判員裁判が有罪・無罪人員8014人の35.7% (平成21年～27年8月末)であり、裁判官裁判が有罪・無罪人員7287人の34.3% (平成18年～平成20年)であって、それほど大きな相違はない【図表⑨】。

【図表⑨】 控訴率の比較

裁判官裁判：平成18年～20年
 裁判員裁判：制度施行～平成27年8月末<「実施状況」速報>

		有罪・無罪(A)	家裁移送	控訴人員(B)	控訴率(B/A) (%)
全事件	裁判官裁判	7,287	5	2,498	34.3
	裁判員裁判	8,014	7	2,863	35.7
殺人	裁判官裁判	1,793	-	635	35.4
	裁判員裁判	1,791	1	615	34.3

強盗致傷	裁判官裁判	1,823	2	635	34.7
	裁判員裁判	1,752	3	631	36.0
傷害致死	裁判官裁判	578	2	188	32.5
	裁判員裁判	801	1	302	37.7
現住建造物等放火	裁判官裁判	742	—	130	17.5
	裁判員裁判	729	—	146	20.0
覚せい剤取締法違反	裁判官裁判	176	—	109	61.9
	裁判員裁判	713	—	355	49.8
(準)強盗致死傷	裁判官裁判	563	—	185	32.9
	裁判員裁判	498	—	212	42.6
(準)強制わいせつ致死傷	裁判官裁判	378	—	79	20.9
	裁判員裁判	479	—	100	20.9
麻薬特例法違反	裁判官裁判	280	—	116	41.4
	裁判員裁判	219	—	87	39.7
強盗致死(強盗殺人)	裁判官裁判	253	1	176	69.6
	裁判員裁判	213	—	137	64.3
強盗強姦	裁判官裁判	201	—	92	45.8
	裁判員裁判	205	—	86	42.0
危険運転致死	裁判官裁判	128	—	32	25.0
	裁判員裁判	121	—	45	37.2
通貨偽造行使	裁判官裁判	112	—	25	22.3
	裁判員裁判	121	—	15	12.4
逮捕監禁致死	裁判官裁判	31	—	8	25.8
	裁判員裁判	52	—	20	38.5
集団(準)強盗致死傷	裁判官裁判	51	—	19	37.3
	裁判員裁判	50	2	25	50.0
保護責任者遺棄致死	裁判官裁判	30	—	7	23.3
	裁判員裁判	41	—	14	34.1

エ 控訴審における裁判員裁判事件の審理結果

【図表⑩】は、控訴審における審理結果について、裁判員裁判と裁判官裁判を対比したものである。裁判員裁判事件の控訴審における審理結果を見ると、事実誤認を理由とする破棄は1.5%であって、裁判官裁判の2.6%に比べかなり低い。

量刑に関しては、裁判員裁判による判決を量刑不当で破棄した割合は0.9%であって、裁判官裁判では5.3%であるのとは対比してかなり低く、判決後の情状を理由とする破棄(刑訴法397条2項)も、裁判員裁判では5.9%で、裁判官裁判の8.4%よりも低い。

このような控訴審における審理結果は、裁判員裁判が内容的にも裁判官裁

判と質的にほとんど変わらないことを示している。控訴審は、事後審であり、裁判員裁判については一審尊重のスタンスがより強くなっているようであるが、控訴審が上訴審としての役割を果たした上でのこの結果であるとするならば、裁判員裁判が制度導入の趣旨にそって運用されていることを示すものと言ってよいと思われる²¹。

【図表⑩】 控訴審における審理結果

裁判官裁判：平成18年～20年 裁判員裁判：控訴審終局が制度施行～平成27年8月末
 (「実施状況」図表79<速報値・抜粋>)

	終局 人員	破棄人員		事実誤認				量刑不当		判決後の情状	
				総数		無罪 人員	差戻 人員				
		人員	%	人員	%			人員	%	人員	%
裁判官裁判	2,455	431	17.6	63	2.6	2	4	129	5.3	207	8.4
裁判員裁判	2,013	179	8.9	30	1.5	6	4	19	0.9	119	5.9

オ 上告審における審理結果

【図表⑪】は、上告審における審理結果について、裁判員裁判と裁判官裁判を対比したものであるが、この表からは特段の相違は見られない。しかし、後述(IVの3)のとおり、上告審は、破棄判決や職権判示において、裁判員裁判導入の趣旨を重視し、裁判員制度の円滑、適正な運用に向けて、基本的には一審の裁判員裁判の結果をできる限り尊重する立場をとり、控訴審が一審判決を事実誤認で破棄するには、その事実認定が論理則・経験則等に照らして不合理であることを十分に示さなければならないとし、量刑については公平性にも配慮した量刑判断の枠組みを示すなどしている。

21 大澤裕、田中康郎ほか・裁判員裁判における第一審の判決書及び控訴審の在り方(司法研究報告書61輯2号)92頁以下、拙稿「上訴審の在り方」論及ジュリスト2012年夏号78頁以下参照。

【図表①】 上告審における審理結果の比較

裁判官裁判：上告審の終局が平成18年～平成20年

裁判員裁判：上告審の終局が制度施行～平成27年8月末

（「実施状況」図表82<速報値・抜粋>）

控訴審	一審裁判官裁判							一審裁判員裁判						
	上告 審 終局	上告棄却		破棄		公訴 棄却	取下	上告 審 終局	上告棄却		破棄		公訴 棄却	取下
		判決	決定	差戻 移送	自判				判決	決定	差戻 移送	自判		
総数	967	43	736	4	—	4	190	775	9	640	—	3	2	119
控訴棄却	820	38	613	2	—	3	164	728	9	605	—	3	2	109
破棄自判	143	5	110	—	—	1	25	43	—	33	—	—	—	10
破棄差戻 ・移送	4	—	3	1	—	—	—	4	—	2	2	—	—	—
公訴棄却	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—

Ⅳ 裁判員裁判の展望と課題

これまでに見てきたところから、裁判員制度は、導入の趣旨に添って、ほぼ順調に運用され²²、安定軌道に乗ってきていると言えよう。

裁判員法の附則9条には、同法施行後3年経過後の見直し規定が置かれており、これに基づく検討を経て、一部改正法が成立したが、審判に著しい長期間を要する事件等については、裁判官裁判によることを可能とすること、犯罪被害者の氏名等の情報の保護のための規定の整備など、裁判員が参加しやすいようにするなどの手続的な一部手直しに止まっている²³。

とはいえ、裁判員裁判の運用に全く問題がないわけではなく、課題も見えてきている。以下、若干の点について付言し、本稿のまとめとしたい。

1 裁判員の参加しやすい裁判員裁判の一層の推進

(1) 分かりやすい説明、証拠調べ

前述した審理内容の分かりやすさ（Ⅲ2(1)）は、主としては法廷における

22 国会の委員会での参考人の意見も概ね同様の見方をしている（法務委員会調査室・内田亜矢子「施行後6年を迎えた裁判員制度の評価と課題—裁判員法の一部を改正する法律の成立」立法と調査（参議院事務局企画調整室）368号20頁以下参照）。

23 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律（平成27年6月12日法律第37号、公布の6月後から施行）。平成27年4月に東京地方裁判所で判決が言い渡されたオウム事件の裁判のように、公判審理に3か月半を要した裁判員裁判も行われており、実際に改正規定が適用され裁判官の合議体で審理される事件は、あまりないのではないと思われる。

説明や尋問等の証拠調べの分かりやすさによる。この点について、平成26年度の裁判員等経験者に対するアンケートの結果は、【図表⑫】のとおりである。自白・否認を含め全体についてみると、経年的には、裁判官は、「分かりやすかった」が平成21年は90.7%、平成26年は90.9%であまり変わらず、「分かりにくかった」も1%未満で推移している。検察官については、「分かりやすかった」は、平成21年は80.3%で、平成26年は67.1%と低くなっており、「分かりにくかった」は、平成21年は0.8%で、平成26年は4.7%となっている。弁護人については、「分かりやすかった」は、平成21年は49.8%で、平成26年は35.7%であり、「分かりにくかった」は、平成21年の11.1%で、平成26年は17.8%である²⁴。

検察官、弁護人の説明等が「分かりやすかった」とする割合がかなり低くなり、「分かりにくかった」とする割合かなり高くなっているのは、審理期間が長くなり、多くの証拠を調べが必要な事実認定等の難しい事件の審理が多くなってきていることも一因となっているように思われる²⁵。引き続き、事案に即した分かりやすい説明や証拠調べに意を用い工夫をしていくことが求められる²⁶。

24 「実施状況の検証報告書」73頁以下

25 裁判員等経験者に対するアンケートの結果によれば、検察官の法廷活動についての印象は、証人・被告人に対する質問の意図・内容が分かりにくかった(13.4%)、話し方に問題があった(11.5%)、供述調書の朗読が分かりにくかった(11.1%)、説明が詳しすぎた(9.1%)、話す内容が分かりにくかった(5.8%)が挙げられており、弁護人の訴訟活動については、証人・被告人に対する質問の意図・内容が分かりにくかった(30.5%)、話し方に問題があった(28.3%)、話す内容が分かりにくかった(21.3%)、説明が詳しすぎた(5.9%)が挙げられている(「経験者アンケート」平成26年度68頁)。

26 検察庁、弁護士会でも、裁判員裁判の法廷技術等について模擬の証人尋問や弁論等事例研究を含めた研修などが積極的に実施されている。こうした研修等の充実強化によって、説明等の分かりやすさも向上し、裁判員裁判における訴訟活動に習熟した弁護士の裾野も広がることが期待される。

【図表12】 法廷での説明等の分かりやすさ

（「経験者アンケート」＜平成26年度＞20～21頁、35頁）

		n =	分かりやす かった (%)	普通 (%)	分かりにく かった (%)	不明 (%)
裁判官 (説明)	全体	6,730	90.9	8.3	0.3	0.6
	自白事件	3,672	91.3	7.8	0.2	0.6
	否認事件	3,058	90.4	8.8	0.3	0.6
検察官 (説明・証 拠調べ)	全体	6,730	67.1	27.7	4.7	0.5
	自白事件	3,672	69.6	25.8	4.1	0.4
	否認事件	3,058	64.1	30.0	5.3	0.6
弁護士 (説明・証 拠調べ)	全体	6,730	35.7	45.8	17.8	0.8
	自白事件	3,672	43.1	44.2	12.1	0.7
	否認事件	3,058	26.7	47.6	24.8	0.9

(2) 公判前整理手続の迅速・効率化

分かりやすい、迅速な審理²⁷のためには、公判前整理手続における的確な争点と証拠の整理が鍵となる。事実関係に争いがなく、量刑が争点となる事案についても、量刑事情をどのように主張・立証していくか、量刑の実情一構造をも踏まえた立証活動の工夫が必要である²⁸。

なお、本稿で詳しくは論じられないが、審理期間の長期化は、身柄拘束の長期化を伴うことが少ないところから、この観点から保釈の運用の在り方などにも留意していかなければならない²⁹。

2 参加意欲の向上

(1) 先にⅡの3で触れたとおり、一般の裁判員裁判への参加意欲が減少傾

27 審理の実日数が多くなるほど、「分かりやすかった」とする割合が減り、「分かりにくかった」とする割合が増えている（「経験者アンケート」平成26年度9頁）。

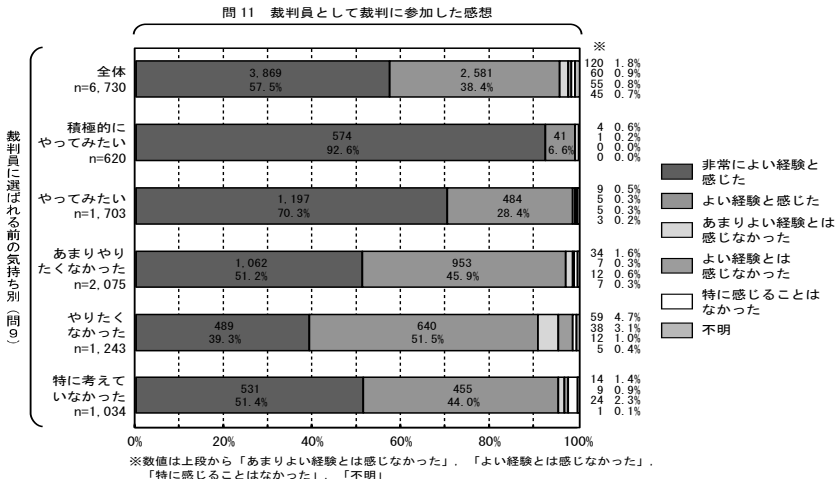
28 裁判員裁判では、原則として事実認定に関する審理を先行させ、その後に情状に関する証拠調べをする工夫がされているが（刑訴規則198条の3参照）、認定される事実自体が量刑の重要な基礎となり（いわゆる行為責任）、事実に関する立証が情状として量刑にも直接影響するだけに、特に弁護士にとって立証活動に難しい面があり、裁判員にとっても分かりにくい場合があると思われる。現行法では採用されていない事実認定と量刑の手続二分論についても、我が国の制度等の実情に即した形で導入ができないか、更に検討されてもよいように思われる。裁判員裁判における手続二分論の運用につき、杉田宗久・裁判員裁判の理論と実践193頁以下参照。

29 「実施状況の検証報告書」110頁以下（図表74～76）には、保釈に関して裁判員裁判と裁判員裁判の比較がされており、裁判員裁判における保釈率がかなり高くなっていることが分かる。

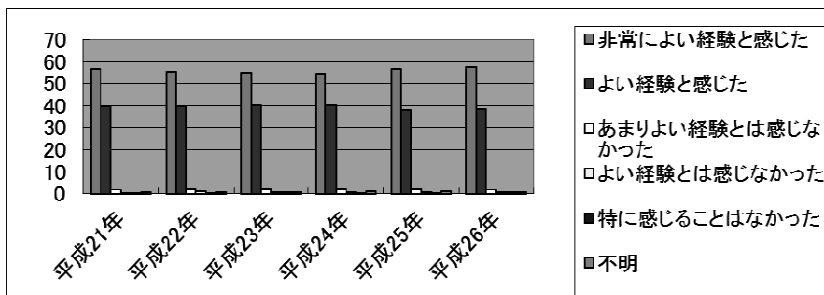
向にあり、裁判員・補充裁判員選任前の参加意欲が高まっておらず、裁判員候補者の選任期日への出席率が運用開始の平成21年の83.9%から平成27年(7月末)では69.4%まで減少し、裁判員候補者の辞退率は累計で平成21年の53.1%から平成27年では64.8%まで10%余り高くなっている【図表①】。審理期間が3か月を超える事件でも裁判員裁判が実施されていることなどからすると、特に懸念される状況とまでは言えないであろうが、これらの原因についての分析検討の必要はあり、一定程度の出席率を維持していくことは、この制度の安定的運用のためにも欠かせない。

アンケート調査結果によれば、裁判員・補充裁判員経験者の90%以上が、よい経験をしたと感じていること【図表⑬～⑮】なども材料に、参加の意義についての理解を深めるための広報活動にも更に力を入れていくことが必要である。充実した分かりやすい審理を推進し、裁判員や補充裁判員の経験者が経験談を語るなどして、それが広く知られることも、裁判員の参加意欲を高めることに寄与するものと考えられる。

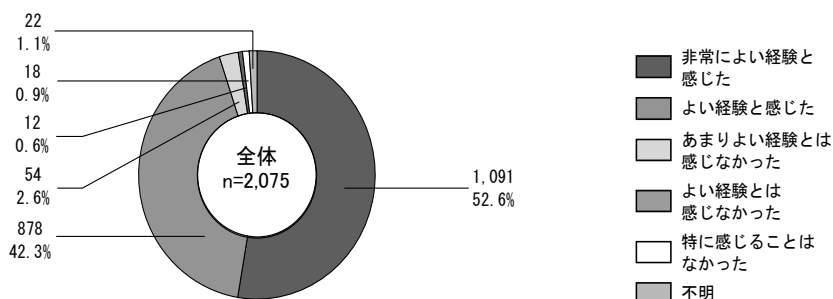
【図表⑬】 裁判員経験者の裁判員選任前の気持ちと参加後の感想
 (「経験者アンケート」平成26年度10頁)



【図表14】 裁判員経験者の参加後の感想
 （「経験者アンケート」平成21年度～26年度）



【図表15】 補充裁判員経験者の参加後の感想
 （「経験者アンケート」平成26年度14頁）



(2) 裁判員が参加しやすくするためには、より一層分かりやすく、迅速な審理が行われるように、法曹三者を始め関係者が協力し工夫していかなければならない。

前述(Ⅲ2(1)、Ⅳ1(1))のように、審理内容、説明等の分かりやすさが低迷していることから、公判前整理手続を効率化し、争点と証拠の整理をより徹底して的確にし、無駄のない充実した、分かりやすい証拠調べ等審理が行われるように更なる工夫が求められる。公判前整理手続の効率化を図るためには、特に裁判所・裁判長の適正・的確なリーダーシップと検察官・弁護士の

協力が不可欠である³⁰。東京地方裁判所等では、法曹三者が当該裁判終了後、意見交換の場を持ち、審理の在り方等について様々な改善工夫に向けた議論をしているという。立場を異にする法曹三者が制度運営について、このように率直に意見交換をすることができるようになったことも、裁判員制度導入を契機とした、注目すべき変化であり³¹、今後とも更に推進していくことが期待される。

公判審理の在り方についても、検討していくべき課題がある。

口頭主義・直接主義の一層の徹底が課題の一つと言える。証拠の取調べ方としては、原則として証言・供述によるべきことが提唱されているが、事案により事項によっては統合捜査報告書など書証の有効適切な活用を考えるなど、柔軟にバランスをとっていくことが必要であろう。

従来精神鑑定等の鑑定は、鑑定書の作成等に時間を要する例が多かった。迅速審理が特に重要な裁判員裁判において、鑑定の在り方も検討課題の一つである³²。公判前整理手続で鑑定を採用して鑑定命令を発し、公判で速やかに鑑定結果についての証拠調べができることになっているが(裁判員法50条参照)、公判審理を開始後に鑑定が必要となることもある³³。このような場合、期日間整理手続(刑訴法316条の28)の活用などの対処法、口頭鑑定の方式や鑑

30 裁判員裁判における公判前整理手続全般について、前掲(注28)杉田1頁以下及び引用の文献参照。公判前整理手続では、適切かつ十分な証拠開示を前提に、真の争点は何か、必要にして十分な証拠調べは何か、被告人の納得にも配慮しながら、詰める必要がある。公判前整理手続を主宰する裁判所としては、証拠の中身には立ち入ることができないため、当事者の主張する争点や証拠の整理について慎重にならざるを得ない一面があると思われるが、その中で適切にリーダーシップを発揮することが期待される。慎重になるあまり、かつてのような精密司法的な審理にならないように留意する必要がある(酒巻匡「裁判員制度と刑事司法の将来」法の支配177号50頁以下<2015-4>も、「先祖帰りにならないように」と、この点の問題を指摘している。)

31 酒巻・前掲(注30)45頁は、「法律専門家による説明努力とそれに不可欠な意識的再考努力こそが、日本刑事司法の将来にとっての最大の収穫であったように思われる。」と評価している。ブラックボックスと言われる評議に裁判員が参加し、どのように評議がされ、結論が出されているかなどの裁判の実態を直接知ることができるようになったことも、裁判に対する信頼をより強固なものとする上で意義がある。

32 「実施状況の検証報告書」98頁以下・図表63、64参照。

33 このような事態を避けるためでもあろうか、裁判員裁判を想定した起訴前の精神鑑定が急増し、裁判員裁判開始前の倍以上になっているという(読売新聞平成27年4月17日付)。

定人に法廷で鑑定結果を証言してもらうなど鑑定結果の証拠調べの方法についても、更に工夫していく必要がある。

少年の刑事事件の審理については、鑑別結果通知書や家庭裁判所調査官の調査報告書など社会記録の取調べ方などが³⁴、また、被害者参加(刑訴法316条の33以下)の事件については、被害者等の心情にも配慮した審理の在り方なども³⁵、更に工夫していく必要がある。

(3) 裁判員の参加への精神的その他の負担の軽減も重要な課題である。

遺体写真等の取調べも、必要な場合があり³⁶、公判前整理手続で必要最少限の証拠を厳選する、モノクロ写真、イラストによる、あるいは、実況見分や鑑定した者に証言してもらうなどの工夫が積み重ねられている。このような証拠の取調べの必要がある場合、特に精神的不安がある者については、裁判員の選任の際に辞退を認めるなどの弾力的な対応も考えられる。最高裁判所では、「裁判員メンタルヘルスサービス窓口」を設けて、カウンセリングや相談等の対応ができるようにしている³⁷。

守秘義務も関係する。裁判員法108条は、裁判員、補充裁判員が「評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」と規定している。これが参加意欲にも関係している³⁸。評議の秘密など、どのようなことを漏らしてはいけないのか、この規定の趣旨が十分理解されるようにすることも必要である。裁判員等経験者との座談会などが各裁判所で行われているが、守秘義務について一般の理解

34 非公開の少年審判を前提として作成されているこれらの証拠については、取調べの必要性にも鑑みると、公判前整理手続で検討し、公判廷では全文朗読によることなく、差し支えない範囲で要旨を告げる方法なども考慮されてよいのではないと思われる。

35 前掲(注16)の刑事訴訟法の一部改正案には、290条の3、299条4～7の追加等証人保護のための新たな規定が盛り込まれている。

36 死因が争点となるような事案では、死体の状況について詳しく検討しなければならない場合があり、死体やその解剖写真等についても証拠調べは避けられない。平成26年11月4日付け読売新聞の社説も、裁判員が「証拠を直視すべき時もある」ことを指摘している。

37 利用件数につき、「実施状況の検証報告書」119頁・図表84参照。

38 前記Ⅱ3で述べたように、意識調査では参加に支障となる事情として、「裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない」は33.1%となっている。なお、裁判員経験者の意見・感想として、「実施状況の検証報告書」118頁・図表83参照。

を得ていく上でも効果的であると思われる。

裁判員として参加しやすい環境を更に整備していくことも必要である。特別休暇の制度や、育児や介護関係での支援なども、整備・拡充していかねなければならない。最近では、会社など企業・団体等では、裁判員裁判に参加するため特別休暇制度を設けているところが多くなっているが、このような制度を充実させていくことは、企業が社会的責任(CSR)を果たし、社会的貢献として社会的評価を高めいくことになり、企業にとってもメリットがあると考えられる。

(4) 裁判員として積極的参加を求めていくためには、引き続き裁判員制度に対する理解と協力を求め、参加意欲を高めていくための広報活動が必要である。

前述の裁判員等経験者との座談会等で経験談をしてもらうことも効果的であり³⁹、裁判員制度についての社員研修や学校での法教育なども広げていくことも望まれる。

3 事実認定・量刑の在り方

(1) 裁判員裁判の内容たる事実認定・量刑の在り方は、刑事裁判の根幹をなすだけに、常に意識的に取り組んでいかなければならない課題である。事実や量刑が争点となっている事案については、判決理由中にどこまで、どのように示していくかも工夫の要するところである⁴⁰。

(2) 事実認定に関しては、最高裁判所判例⁴¹が説示しているように、証拠の価値判断、状況証拠・間接事実からの事実の推認などが論理則・経験則等に照らし合理的でなければならず、控訴審においては、事後審として、一審の判断を事実誤認として破棄するためには、このような観点から一審の認定判断が不合理であることを具体的に示す必要がある。

39 「実施状況の検証報告書」121頁以下の図表87には、裁判員経験者の意見交換会における感想（制度施行～平成24年5月末）が掲載されている。

40 前掲（注21）司法研究61輯2号7頁以下参照。

41 最判平成24・2・13刑集66巻4号482頁のほか、最決平成25・4・16刑集67巻4号549頁、最決平成25・10・21刑集67巻7号755頁、最決平成26・7・8裁判集刑事314号99頁（判例時報2237号141頁、判例タイムズ1407号75頁）、最判平成26・3・20刑集68巻3号499頁など参照。

これらの最高裁判所の判例の趣旨に徴すると、裁判員裁判の一審としても、事案によっては、事実認定が論理則・経験則等に照らし、合理的であることを判決で具体的に示す必要があるのではないかと考えられる。その当否、説示の仕方・程度等が検討課題となろう⁴²。

(3) 量刑の関係については、量刑判断の在り方が問われる。量刑事情についての争点整理及び立証の在り方、量刑評議の在り方について⁴³、裁判員裁判量刑検索システムの充実と活用などと共に、多角的に検討し工夫していく必要がある。

最高裁判所平成26年7月24日判決・刑集68巻6号925頁は、傷害致死の事案について懲役10年の求刑を超えて懲役15年を言い渡した一審判決と、これを是認した控訴審判決を量刑不当で破棄し、裁判員裁判における量刑判断の在り方、控訴審における量刑審査・判断の在り方に関して、裁判員裁判においては、国民の視点、感覚が量刑に活かされるべきであって、量刑に関する先例の集積結果(量刑傾向、いわゆる量刑相場)に相応の変容を与えることがあり得ることは、裁判員制度の導入で当然想定されていたが、量刑の傾向から踏み出す量刑をするには、具体的、説得的な根拠を示す必要があり、他の裁判の結果との公平性が保持された、適正なものでなければならない旨の説示をしている⁴⁴。

求刑は、「先例の集積結果（量刑傾向、いわゆる量刑相場）」などを踏まえ事案に即した検察官の意見であり、量刑判断に当たって参考とされるものであるが、裁判所がこれに拘束されるわけではない。「先例の集積結果」の範囲をどのようなものとして、どのように捉えるか、その範囲を超えるには、どのような事情がなければならないか、そのような事情をどのように具体的、説得的根拠として示す必要があるのかなどが、裁判員制度導入の趣旨との関

42 前掲(注41)平成24年最高裁判所判決の判例解説(上岡哲生)・法曹時報67巻2号323頁参照。

43 この点については、井田良、大島隆明ほか・裁判員裁判における量刑評議の在り方(司法研究報告書63輯3号)に詳しく検討されている。なお、原田國男・量刑判断の実際[増補版]345頁以下参照。

44 平成27年5月20日付読売新聞は、この判決が出た後、求刑超えの判決は急減したと報じている。

係で問われることになる。

この最高裁判所の判決が説示しているように、同種事犯における刑の均衡、公平性も、量刑判断における重要な観点である。他面、刑事裁判に被害者等が関与する制度⁴⁵との関係で、被害者側の感情等についても配慮しつつ、バランスのとれた量刑をすることも、裁判員制度導入の趣旨を活かすことにもなる、重要な課題である⁴⁶。

このほか、最高裁判所平成27年2月3日決定・刑集69巻1号1頁は、住居侵入、強盗殺人の事案について、死刑を言い渡した一審判決を量刑不当で破棄し、無期懲役を言い渡した控訴審判決の量刑判断を是認し、上告を棄却している⁴⁷。

裁判員として参加することを躊躇させる理由の一つとして、場合によっては死刑の選択もあるということがあると思われるが⁴⁸、裁判員裁判では、死刑か無期かの選択を含め量刑判断において、国民の良識、感覚が活かされることが期待されている。量刑判断では、求刑超えの量刑についての前記最高裁判所判決が説示しているように、公平性の観点も重要であって、事案の特殊性を強調するあまり他の同種事案の量刑とあまりにかけ離れた量刑をすることは、公平さを害し、刑事裁判に対する信頼を損なうことになりかねない。

裁判員裁判における量刑判断を容易にし、量刑の著しい不均衡をなくすた

45 刑訴法 316 条の 33 以下。被害者等の裁判員裁判手続への参加については、量刑判断への影響にも配慮した運用の在り方が検討されなければならない。

46 前掲(注 43)司法研究 63 輯 3 号 57 頁以下参照。

47 この事案の被告人には、妻を刺殺した上幼少の子を殺害しようとして自宅に放火して娘 1 人を焼死させ、懲役 20 年に処せられた前科があり、一審判決はこの点を重視したようであるが、控訴審は、これに疑問を呈し、最高裁判所も、殺害された被害者が 1 名の事案においても死刑を選択するのやむを得ない場合があるが、本件については殺害について計画性があったとせず、前科に関する情状を除くその他の要素を総合的に評価した場合、死刑選択がやむを得ない事案とは言い難く、また、前科は本件との関連が薄く、前科の存在を過度に重視するのは相当ではない、一審判決は「死刑の選択をやむを得ないと認めた判断の具体的、説得的な根拠を示したものとは言い難い」として、一審の死刑判決を破棄し無期懲役を言い渡した控訴審判決を是認している。

48 平成 15 年～24 年の最近 10 年間では、死刑が言い渡された人員は、殺人、強盗致死・殺人で 98 人であり（法務省法務総合研究所・平成 25 年版犯罪白書 44 頁）、裁判員裁判では、制度施行の平成 21 年から平成 27 年 7 月までに 25 人に死刑が言い渡されている【図表⑥】。

めに、量刑検索システムが活用され、行為責任を基底ないし基礎として、一般情状を補正要素とする判断事例が多く見られるようになってきている。事案に即した量刑判断を分かりやすく的確にするための、量刑検討の方法論をいわば図式化したものと解されるが、機械的・画一的量刑を志向するものではないのであって、一つの量刑傾向が量刑の軽重の上限・下限を画するものと固定的に考えるのは必ずしも裁判員制度導入の趣旨に添わない⁴⁹。

事案により千差万別の量刑事情について、どのような事情が有意的であるかを判別し、どのように整理して評価し、刑の量定に結び付けるかは、職業裁判官であっても悩むところである。こうした量刑判断をしやすく的確にすることは、裁判員裁判における大きな課題の一つであった。裁判員裁判では、裁判員の感覚と職業裁判官に蓄積された経験的な量刑感覚とが相俟って、国民の感覚にも添ったより適切な量刑がされることが期待されている。

平成19年の刑事訴訟法の一部改正で、刑事裁判に被害者等の刑事手続への参加制度が設けられ(刑訴法316条の33以下)、一定の事件について、被害者等が被害者参加人として公判期日に出席し、情状証人に尋問をし、被告人に質問をし、弁論としての意見陳述をすることができるようになったが、裁判員は被害者等の陳述などを比較的冷静に受け止めており、この被害者等の参加によって刑が特に重くなったということはないようである。その一方で、上訴審における求刑超え判決の見直し、死刑求刑に対する無期刑の選択等につ

49 量刑が行為責任を基底とすることは当然としても、一般情状をすべて単なる補正要素とすることはできまい。何処までが行為責任として考慮され、それがどのように評価されるのか、いわゆる一般情状とはどのようなものなのか、この両者はどのように区別されるものか、抽象的には区別可能としても、実際の判別、当てはめ自体も容易ではない。例えば、犯行の動機、態様、被害の程度等は、行為責任として考慮されるべき要素であるが、犯行後の態度はどうか。反省の情、謝罪、示談、損害賠償等、犯行後の情状も、犯行の計画性・偶然性、犯意の強さ・悪質性等との関連性を否定することができない事案もある。前科も、動機・態様などの類似性があるかどうかは重要な視点であるが、生命犯一般、性犯罪一般、あるいは一般的な犯罪傾向から、再犯の恐れだけでなく、犯行としての悪質性に密接に関連する場合があり、このような場合は、一般情状として補正的要素に止めるのが相当かどうか疑問となる場合もあり得よう。平成26年の最高裁判所判例も、基本的には事案に即した事例判例と見るべきであって、前科の考慮の仕方なども、事案の特殊性を等閑視して形式的に一般化するのには疑問であろう。

いては、被害者側からの批判もある。この間にあって、行為責任と被害感情との関係なども、どのように量刑面でバランスを取っていくかも、今後の課題の一つであろう。

4 上訴審の在り方

先に触れた最高裁判所の判例など、上訴審の判断は、裁判員裁判に大きく影響する。上訴審がどのようなスタンスで上訴事件に臨むか—論理則、経験則等に照らし合理的と言えるか、量刑判断の当否など、裁判員裁判の尊重と上訴審としての役割をどのように調和させていくか、今後の大きな課題と言える⁵⁰。

V 終わりに

裁判員制度は、当初予想された以上に順調に実施され運用されている。裁判員裁判対象事件は、事件数からすれば全事件のせいぜい2~3%である。それでも、昨年まで3年間にわたった法制審議会の新時代の刑事司法特別部会では、取調べの可視化などについても裁判員裁判事件を前提とした議論が中心となっていたことから、裁判員制度の運用状況は、裁判員裁判対象事件以外の大多数の事件の裁判にも影響し、また影響が及んでいくことが期待されていると言ってよい⁵¹。

裁判員裁判制度は、揺籃期は卒業したが、なお成長過程にあり、国民の積極的参加と法曹関係者の努力によって、より確固としたものとして基礎を固め、定着させていくことが期待されている。

.....

最後になったが、「学習院法務研究」第10号の記念号刊行をお祝いし、執

50 前掲(注21)司法研究61輯2号92頁以下、前掲(注21)拙稿「上訴審の在り方」78頁以下及び引用の文献、拙稿「裁判員制度と刑事裁判についての若干の覚書」小林充先生・佐藤文哉先生古稀祝賀刑事裁判論集下巻727頁以下参照。

51 裁判員裁判事件とその他の事件の審理裁判について、いわゆるダブルスタンダード論がある。裁判員裁判を円滑に動かしていくために、特段の配慮が必要であることは理解できるが、既に安定軌道に乗ってきている現状からすれば、両者の運用の仕方の乖離を解消させ、可能な限り裁判員裁判仕様によっていくことが、裁判員制度導入の趣旨にそうものと言えよう。

筆の機会を与えていただいた学習院大学法務研究所と、裁判員裁判に関する統計資料等を提供していただいた最高裁判所事務総局刑事局に対し心から感謝申し上げます。

（平成27年10月）